

保有個人情報開示決定等審査報告書

令和3年6月29日

大和市議会議長 吉澤 弘 殿

大和市個人情報保護審査会

会 長 久 保 博 道

令和2年12月10日付けで諮問された保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	請求者が行った「費用償還請求権の放棄について」並びに「保留床譲渡契約の検証について」の各陳情を委員会に付託しない旨決定する内部意思決定文書
審査の結果	実施機関が、本件個人情報開示請求について、対象文書が不存在であることを理由に、保有個人情報不開示決定処分を行ったことは妥当である。

## 第1 審査請求の経過

- 1 令和2年8月24日、審査請求人は、大和市議会において審査請求人が行った2件の陳情（以下「本件陳情」という。）につき、これを委員会に付託しないとの決定をした内部意思決定文書（以下「本件対象文書」という。）につき、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和2年8月28日、本件開示請求につき、実施機関は、本件対象文書の不存在を理由とする不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）をした。
- 3 令和2年9月10日、審査請求人から本件不開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）がなされた。

## 第2 審査請求の趣旨

本件陳情を委員会に付託しない旨決定する内部意思決定文書につき、開示を求める。

## 第3 当事者の主張

### 1 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 本件決定の協議の録音データが存在すること

実施機関職員は審査請求人に対し、「陳情書を委員会付託しない旨の決定は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、同副委員長の4者で協議し決定するところ、その際のやり取りに関してはICレコーダー等に録音しており、後日反訳して記録文書として作成管理する」旨説明しているのであるから、実施機関は、本件決定をした4者協議（以下「本件4者協議」という。）の録音データを本件開示請求の対象文書として特定の上、審査請求人に開示すべきである。

#### (2) 本件決定の協議の記録が存在すること

本件陳情は、市民に付与された参政権の行使としてなされたものであり、参政権が市民としての極めて重要な権利利益であることに鑑みれば、本件陳情を委員会に付託しないという本件4者協議の内容を記録として残さないなどということは法治国家において社会通念上あり得ず、本件対象文書は存在するはずである。

実施機関が主張するように本件対象文書が真に不存在であるというのであれば、実施機関は本件対象文書を作成しないことを適法とする条例等の根拠規定を付記して、その正当性を立証する責務を負い、この立証を欠く場合には理由不備により実施機関は本件対象文書を審査請求人に開示する義務を負うものである。

### 2 実施機関の主張の要旨

本件決定を行った4者協議とは、実施機関において議長、副議長、議会運営委員会委員長、同副委員長の4者間で協議することについての呼称であり、例規等に根拠がある組織体ではない。したがって、4者協議の内容についてはこれの録音や、記録の作成はしていない。本件の決定をした4者協議についても同様であり、その録音データや記録した文書は存在しない。

なお、審査請求人が主張する、実施機関職員が審査請求人に対し本件4者協議の録音

データがある旨説明した事実については確認できず、審査請求人による事実誤認であると考えられる。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 陳情処理事務について

###### (1) 陳情処理について

陳情書は、大和市議会会議規則第144条に基づく議長の権限として、請願と同様に取り扱うことが適当と認められる場合は請願書の例により処理されている。この陳情の処理方法については、大和市議会の申し合わせ事項である「陳情書の処理基準」（以下「本件処理基準」）により、原則として本件処理基準の列举事由（基本的人権を否定するもの、判決の変更を求めるもの等）に該当する陳情は委員会付託せずに全議員へ配布することに留め、例外として4者協議において請願と同様に取り扱うことが適当と認められる場合は請願書の例により処理されている。

###### (2) 4者協議について

陳情の処理は、本来議長の権限において行われるものであるが、前記のとおり、市議会の申し合わせにより4者において協議の上、その処理が決定されている。

なお、この4者協議については、実施機関における陳情に関する規定上、本件処理基準に現われるのみであって、他にこれについて定めているものはない。

##### 2 本件対象文書の不存在について

(1) 当審査会において、本件対象文書の不存在の理由について確認するため、実施機関の事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 本件4者協議には、所定の議長、副議長、議会運営委員会委員長及び同副委員長が出席し、これに複数の議会事務局職員が同席した。当日は、本件陳情を含め合計3件につき協議を行い処理を決定した。

イ 本件決定については、翌日開かれた議会運営委員会において、議会事務局から報告を行った。報告は、処理の決定結果とその理由として本件処理基準における該当項目を説明した。

ウ 本件4者協議ではその協議内容を記録していないが、その後の備忘のために、その決定結果を協議の資料の書面の当該部分に印(しるし)を付す程度のことはしていた。

エ 4者協議は、そもそも会議体ではなく、規定上の根拠を有するものでもなく、4者間の事実上の打ち合わせの場に過ぎない。従って、その打ち合わせの記録を作成すべきことを定めた規定も存在しない。

(2) 以上を前提として、次のとおり判断する。

ア 陳情の処理については、会議規則の上で議長の権限とされているところ、市議会においては、請願と同様に扱うか否かの判断について慎重にこれを行うため、議長のみの判断によって決定するのではなく、議会運営委員長ほか3者の意見を聴きこれをするものと申し合わせているものと解され、その意見聴取の性格を持つ場が4者協

議であると解することができる。

従って、この4者協議が会議体ではなく、事実上のものであって、議会内の法令上定められている各種会議またはその他の諸会議とは異なり、記録をとることはしていないとの実施機関の説明は一応首肯できる。

イ しかし、陳情は、市民の意見を議会に伝える重要な住民自治の制度であり、これが請願の例と同様に処理されるか否かも陳情者にとって重要な関心事である。他方、議会事務局においても、4者協議における処理の決定に基づき、その後議会運営委員会への報告や陳情者への通知等の手続が必要とされる。

このような事情に照らすと、当時本件4者協議の協議内容または決定結果を、どのような形であれ記録として残していないとの実施機関の説明には疑問を持たざるを得ない。

ウ その上で、本件対象文書が本件開示請求の時点で存在したかとの関係で検討すると、仮に、当時何らかの形で記録の文書が作成されていたとしても、それはその後の手続を進めるため事務局内部で備忘等を目的として作成された簡略なものと同様に推認され、そのようなメモに類するものは、遅くない過去の時期に廃棄されたとみるのが自然である。

これは少なくとも、そのようなメモに類するものは行政文書とはみなされないか、行政文書であるとしてもそれは補助的、一時的な文書として、保存義務はないとして取り扱われたと推測されるからである。

以上のことから、本件開示請求において、本件対象文書は存在しないとされた実施機関の判断は、結論において相当と認めるほかない。

### 3 結論

よって、本件対象文書の不存在を理由として本件不開示決定を行った原処分は、妥当であると判断する。

## 第5 審査の経過

令和 3年 1月22日 第1回審議  
令和 3年 4月20日 第2回審議  
令和 3年 6月29日 第3回審議（結審）